

新潟県ふるさと納税を活用した特定非営利活動法人の資金調達支援補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 1 日制定

（目的）

第 1 知事は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する寄附金（以下「ふるさと納税」という。）の仕組みを活用し、社会活動に取り組む非営利活動法人の資金調達支援を行うことで持続的な活動を支えるため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業報告書等 特定非営利活動促進法第 29 条に基づき所轄庁に提出する事業報告書等をいう。
- (2) 本補助金 新潟県特定非営利活動法人の資金調達支援補助金をいう。
- (3) 特定寄附金 ふるさと納税の仕組みを活用し、事業に供するために寄附された寄附金をいう。
- (4) 手数料 クラウドファンディングに必要な WEB 掲載費用及びクレジットカードの決済に係る経費をいう。

（補助事業者）

第 3 本補助金の交付対象となる団体（以下「補助事業者」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置く、特定非営利活動法人であること。
 - (2) 特定非営利活動促進法第 29 条に基づき、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより事業報告書等を所轄庁に提出していること。
 - (3) 新潟県の県税の納税義務を有する法人にあっては、当該県税の未納がないこと。
 - (4) 事業報告書等を含む申請書類の記載等に関し、活動状況等に対する県職員の問い合わせに対し、理事等による実地での説明を承諾すること。
- 2 前項の要件を満たす者であっても、次の各号に該当する場合は、本補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) その他知事が補助金の交付の対象として不適当と判断する者

（財源）

第 4 特定寄附金を本補助金の財源とする。

（寄附金の受付）

第 5 特定寄附金の受付窓口は県民生活課とする。

- 2 特定寄附金は、寄附金申込書（別記第 1 号様式）により受け付けるものとする。

ただし、インターネットから寄附の場合はこの限りでない。

- 3 県民生活課は、特定寄附金の、寄附の目的が公序良俗に反するものや、県が事業として活用することが困難と思われる場合は、寄附を拒否することができる。
- 4 前項の規定により寄附を拒否した場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(収納方法)

第6 特定寄附金の収納方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 納入通知書による納付
 - (2) クレジットカード納付
 - (3) その他寄附者の利便性の向上に資する方法で、かつ、次項に定める協議において適切と認められたもの
- 2 特定寄附金の収納に必要な手続は、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 93 条及び第 181 条の定めによるほか、会計管理者と協議の上、決定する。

(納入期限)

- 第7 第6第1項(1)の方法により特定寄附金を納付する場合における納入期限は、納入通知の日から起算して 30 日以内とする。ただし、寄附者から申出があった場合は、この限りではない。
- 2 納入期限を超過してもなお特定寄附金の入金確認ができない場合は、寄附者の意思を確認し、適切に対処する。

(領収証書及び寄附受納証明書)

- 第8 第6第1項各号に定めた収納方法ごとの領収証書様式は、財務規則第 93 条及び第 181 条の規定に基づき、会計管理者と協議の上、決定する。
- 2 前項に定める領収証書等の他、寄附者には、寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び寄附控除のために必要となる寄附金受納証明書を発行するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第9 特定寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳を整備するものとする。

(特定寄附金の取り扱い)

- 第10 補助対象事業の調達目標額を超えて寄附された特定寄附金は、超過額から手数料を差し引いた額を県の一般財源とする。
- 2 第17 に規定する事業が中止又は廃止となった場合、補助対象事業に係る特定寄附金から手数料を差し引いた額を県の一般財源とする。
- 3 第19 に規定する申請の取り下げがあった場合、該当する補助対象事業に係る特定寄附金は県の一般財源とする。
- 4 第21 に規定する実績報告において、規則第4条に規定する交付決定額に満たない場合、その差額を県の一般財源とする。
- 5 補助対象事業に係る特定寄附金の調達額が手数料に満たない場合、特定寄附金の

全額を手数料に充てるとともに、残りの手数料は事業実施主体が負担するものとする。

(補助金の交付)

第 11 補助対象事業に対して集められた特定寄附金から手数料を差し引いた額を本補助金として交付する。

(交付基準)

第 12 本補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第 13 本補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更(第 16 に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更(第 16 に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 本補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならないこと。
- (9) 補助対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請)

第 14 規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請書及び添付書類は、別記第 2 号及び 3 号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第 15 第 13(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 4 号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 16 第 13(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 17 第 13(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 5 号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 18 第 13(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第 19 規則第 7 条の規定による申請取り下げの期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第 20 規則第 10 条の規定による状況報告は、知事が必要と認めて指示したときに、別記第 6 号様式による状況報告書に必要書類を添え、これを知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第 21 規則第 12 条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第 7 号様式のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は同年度の 2 月 28 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(交付決定の取り消し)

第 22 知事は、補助対象の事業として継続することが不適当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(取得財産の処分の制限)

第 23 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、本補助事業により取得した価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補助金の支払い)

第 24 本補助金は、規則第 13 条の規定による額の確定後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項ただし書きの規定により本補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 8 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第 25 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

(個人情報)

第 26 補助対象事業者は個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(紛争処理)

第 27 知事は、補助対象事業者と寄附者の間に生じた問題には一切関与しない。

(雑則)

第 28 この要綱に定めるもののほか、本補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表

補助の対象となる経費	補助率、交付申請額、調達目標額 及び補助額	軽微な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
特定非営利活動の実施に直接必要となる経費 補助対象経費 給料手当、臨時雇賃金、業務委託費、諸謝金、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、等	補助率 当該事業に要する経費の 10/10 以内 交付申請額及び調達目標額 交付申請書に記載する交付申請額は上限を 1,000 千円とし、調達目標額は上限を 1,300 千円とする 補助額 クラウドファンディングによる調達額からクラウドファンディングに係る手数料を差し引いた額 ただし、補助の上限は 1 申請当たり 1,000 千円とする	次に掲げる変更以外の変更 補助対象経費欄に掲げる区分ごとの事業費の 20%を超える増減。ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業内容の重要な変更

(別記第1号様式)

申込書郵送先 〒950-8570 (住所記載不要) 新潟県県民生活課 行
メールアドレス ngt010230@pref.niigata.lg.jp

寄附金申込書

(「新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金」用)

年 月 日

(あて先) 新潟県知事

寄附者	ご住所	〒 - 都 道 市 区 府 県 郡		
	フリガナ お名前	ご連絡先	電話番号	
			FAX 番号	
			E-MAIL	
寄附金	寄附金額	, , 円		
	入金方法 記入欄 	ご希望の寄附方法を、いずれか一つお選びください。 ① 納入通知書払い (新潟県指定金融機関等 (裏面参照) 窓口で納入。手数料はかかりません。) ② その他 ※ クレジットカード 決済を希望される方は、インターネットからのお申し込みとなります。 ※ ②を選択された場合、具体的な入金方法について担当者からご連絡をさせていただきます。		
		応援したいNPO法人を1つお選びください。 ※裏面に記載されているNPO法人のNo. をご記入下さい。		
その他	返礼品	・新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金へのご寄付については、できる限り多くの額を指定されたNPO法人にお渡しするため、県からのお返しの品は準備しておりません。		
	実績報告 記入欄 	お寄せいただいた寄附金に関する活動実績をNPO法人から報告させていただきます。 ① 郵送 ② 電子メール (ご連絡先の欄に記載いただいたメールアドレスにお送りいたします。) ③ 送付不要		

※お預かりした個人情報は、このお申込みに基づく事務手続きなどの目的のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

ただし、実績報告を希望された場合は、当該NPO法人に情報提供をさせていただきます。

必ず裏面もご確認ください

応援していただけるNPO法人

No.	団体名	所在市町村	事業内容	調達目標額
①				
②				
③				

○ 新潟県指定金融機関等

【都銀】 みずほ/三菱 UFJ/三井住友

【地銀】 第四北越/大光/秋田/東邦/北陸/きらやか/富山第一

上記の他、新潟県内の信用金庫/信用組合/農協/労働金庫 で払込が可能です。

※ ゆうちょ銀行・郵便局では、納入通知書によるお取り扱いはできません。

○ 寄附金の取り扱いについて

下記のいずれかに該当する寄附金につきましては、県の一般財源として、将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現に向けて、各種施策に活用させていただきますのであらかじめご了承ください。

- (1) 調達目標額を超えてご寄附いただいた寄附金。ただし、超過分のみ。
- (2) NPO法人の事業が中止となった場合、当該団体を指定してご寄附いただいた寄附金。
- (3) NPO法人の事業が完了した後、実際にかかった経費が当該NPO法人への補助額を下まわった場合、その差額に該当する寄附金。

ご注意！ 電話による振込の依頼は一切いたしません。寄附をかたった詐欺行為には十分ご注意ください。新潟県では、暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者からの寄附はお断りしております。

別記第2号様式（第14関係）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名

年度新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金交付規則第3条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

申請にあたっては、事業報告書等を含む申請書類の記載等について、活動状況等に関する県職員の問い合わせに対し理事等による実地で説明することを承諾します。

記

1 交付申請額 円

2 事業計画

- | | |
|-----------------|---------|
| （1）事業の概要 | 別紙1のとおり |
| （2）事業の内容及び財源の内訳 | 別紙2のとおり |
| （3）事業収支予算書 | 別紙3のとおり |

3 添付資料

- （1）所轄庁に提出した事業報告書等（1年分）
- （2）補助金事業に要する経費の見積書
- （3）事業実施主体の日頃の活動概要がわかる資料（チラシ、パンフレット等）
- （4）県税の納税証明書（未納のないことの証明用）※
- （5）暴力団等の排除に関する誓約書（別紙4）
- （6）団体調書（第3号様式）

※ 地域振興局県税部で交付を受けてください（手数料がかかります）

別紙 1

事業の概要

1 事業実施主体

団体名				
代表者職氏名				
担当者職氏名				
連絡先	TEL		E-mail	
住所				
団体ホームページ URL (所有する場合のみ)				

2 クラウドファンディングする事業（取組）に関連するこれまでの活動内容

--

3 クラウドファンディングする事業（取組）の名称

--

3 事業費及び交付申請額

事業費	うち交付申請額	<u>調達目標額</u>
円	円	円

4 事業実施期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月

5 事業実施の背景及び目的

6 事業概要

7 成果目標

(注) 事業を実施した結果として、どのような公益の増進に寄与するか、何をどの程度成し遂げたいか目標を設定し、記載してください

別紙２ 事業の内容及び財源の内訳

(単位：円)

事業内容、事業量及び事業費の内訳	着手(予定)年月日 完了(予定)年月日	総事業費 (A+E)	補助対象経費 A				補助対象 外経費 (E)	備考
			(B+C+D)	県補助金 (B)	自己資金 (C)	その他 (D)		
合計								

別紙3 事業収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
他の助成金		
自己資金		
本事業の収入		
寄附金		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分 (節別区分)	予 算 額	積 算 根 拠	備 考
計			

※ 区分欄は活動計算書で使用している科目と同じ科目又はより詳細な科目を使用してください

※ 行が不足する場合は追加してください

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

甲 新潟県知事 様

乙 住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年度新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金の交付を受け、当該事業を実施するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 当法人又は当法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう）は、補助金交付決定から事業が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。） 第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1 の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下(1)若しくは(2)に該当する場合には、交付定を取り消されることを承諾します。
 - (1) 委託契約又は物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が 1 (1)～(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (2) 乙が、1 (1)～(7)のいずれかに該当する者を委託契約又は物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2 (1)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

別記第 3 号様式（第14条関係）

団体調書

年 月 日 現在

団体の名称			所 在 地	〒 ー	
設立年月日	年 月 日		代表者名		
本事業に携 わる役員の 名簿	役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日		
		()	大・昭・平 年 月 日		
		()	大・昭・平 年 月 日		
		()	大・昭・平 年 月 日		
		()	大・昭・平 年 月 日		
		()	大・昭・平 年 月 日		
事務担当者 連絡先	氏名				
	電話番号		FAX番号		
	携帯番号				
	E-mail				
振込先 口座情報 (注)	金融機関名	銀行		支店	
	預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()			
	口座番号				
	(フリガナ) 口座名義				

(注) 口座名義は交付対象団体と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状（第 9 号様式）を提出すること。

別記第4号様式（第15関係）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名

年度新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け県民第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記理由により事業計画を変更したいので、新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金交付要綱第15の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容 別紙のとおり

（注）別紙は、別記第2号様式の別紙1から別紙3までに準じて作成するものとし、変更前を上段（ ）書きで、変更後を下段に記入すること。

別記第5号様式（第17関係）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名

年度新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金
に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け県民第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金交付要綱第17の規定により申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 事業遂行状況
- 3 中止（廃止）後の措置

別記第 6 号様式（第 20 関係）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名

年度新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金
遂行状況報告書

年 月 日付け県民第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業の遂行
状況について、新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金交付要
綱第 20 の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況

2 事業の完了予定年月日

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名

年度新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金
事業実績報告書

年 月 日付け県民第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業が完了したので新潟県補助金等交付規則第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 事業費総額 金 円

3 補助事業の成果

（補助事業の実施により、社会課題にどのような変化があったかなど記載）

4 今後の活動の課題、今後の方針等

5 補助事業に係る収支決算

収入		支出	
項目	金額（円）	項目	金額（円）
県補助金			
他の助成金			
自己資金			
本事業の収入			
寄附金			
その他			
計		計	

※収支の計は、それぞれ一致する。

※行が不足する場合は追加すること。

6 添付書類

- ・ 整備した設備や活動状況が分かる資料（写真 等）
- ・ 補助事業に要した経費が分かる資料（領収書 等）

別記第 8 号様式（第 24 関係）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名

年度新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金
概算払請求書

年 月 日付け県民第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助金に係る事業について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業費 (A)	交付 決定額 (B)	既 受領額 (C)	今回 請求額 (D)	出来高		残高 B－ (C+D)	完了予定 年月日	備考
				事業費 (E)	E/A			
円	円	円	円	円	%	円		

（注）最下段に各項目の合計を記載すること。

※振込口座名義が補助金交付対象団体名と異なる場合は、受領委任状（第 9 号様式）を提出すること。

受領委任状

年 月 日

新潟県知事 様

委任者

団体名	
団体住所	〒 ー
代表者氏名	

私は、下記受任者を代理人と定め、新潟県ふるさと納税を活用したNPO法人の資金調達支援補助金の受領を委任します。

記

受任者

住所	
団体名	
代表者名	

受任者口座情報

金融機関名	銀行			支店
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他（	）
口座番号				
（フリガナ） 口座名義				